

市第46号議案

横浜市介護保険条例の一部改正

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例

横浜市介護保険条例（平成12年3月横浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（介護認定審査会の委員の任期）

第3条の2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第6条第1項の規定により条例で定める期間は、3年とする。

第4条第1号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提 案 理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、横浜市介護認定審査会の委員の任期に関する規定の整備を図るため、横浜市介護保険条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市介護保険条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（介護認定審査会の委員の任期）

第 3 条 の 2 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 6 条第 1 項の規定により条例で定める期間は、3 年とする。

（保険料率）

第 4 条 平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令
介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 28,750 円

（第 2 号から第 12 号まで省略）